

第6章 実現の方策

今後、情報化施策を進めていくにあたっての体制や仕組みづくり、留意すべき事項について整理します。

1. 協働による推進体制づくり

情報化の推進は、システムの開発や人材の育成など継続的な取り組みを必要とするものが多く、多額の費用を必要とするものも少なくないことから、計画的な実施と進行管理が重要になってきます。

今後、計画の実現に向け、庁内の推進体制だけでなく、住民、企業と行政の協働による新たな推進体制づくりが必要です。

また、協働による情報化の推進に向けては、住民、企業と行政との役割分担の明確化や受益者負担の視点なども重要となってきます。

(1) 庁内推進体制づくり

情報化に関する施策や事業の実施にあたっては、庁内における横断的な連携が不可欠であり、各課における情報化推進担当者による連絡調整機能の強化を図ります。

また、横断的な連携が必要なシステムの開発にあたっては、研究会やプロジェクトチームを設置するなど円滑な推進が図れるように努めます。

(2) 計画の進行管理

情報化施策・事業の推進にあたっては、限られた予算の中で優先順位をつけながら効率的に取り組む必要があるとともに、その成果を住民に公表していくことが求められてきます。

計画の進行管理については、実施計画を作成し、計画的に進めていきます。

(3) 住民との協働による推進体制づくり

庁内における推進体制とともに、住民や企業、NPOとの連携を図るため、精華町情報化基本計画検討懇話会で募った委員をもとに、新たな推進体制づくりを図ります。

計画の進行管理や施策・事業の評価を並行して進めるとともに、相互の役割分担を明確にししながら、地域全体で継続的に情報化の推進が図れるよう仕組みづくりを進めます。

2．電子役場の構築

厳しい財政状況の中で効率的な行財政運営を進めていくためには、電子役場の構築が重要となってきます。電子役場の構築にあたっては、単に事務処理の情報化を図るだけでなく、従来の業務プロセスを根本的に見直して、簡素で効率的な新たな行政システムの構築を図ります。

また、行政内部の効率化とともに、ノンストップサービス化の実現やワンストップサービスの充実など利用者の視点に立った、わかりやすい行政運営に心がけ、住民サービスの向上を図っていきます。

(1) 行政業務の効率化の推進

電子役場の推進とあわせて、行財政改革の取り組みとの連携を図りながら、既存業務の進め方の見直しのみならず、業務そのものが必要かどうかの再考、さらには業務や組織のあり方までを考慮して、根本的な変革を行い行政業務全体の効率化を図ります。

(2) 情報の管理体制の確立

行政が保有する膨大な行政情報や地域情報を効果的に政策形成や住民サービスの提供に活用できるよう、情報の管理体制の確立に努めます。

特に統合型の地理情報システムの構築は、政策形成における有効なツールとして住民と行政が共有を図るべき情報であり、こうした行政のもつさまざまな情報を積極的に活用していきます。

また、電子役場の構築にあたっては、住民が必要とする情報を的確に提供できる仕組みやシステムづくりも重要であることから、住民満足度の向上に向け、行政サービスなどを効率よく更新する情報の管理運用に努めます。

(3) 職員の情報リテラシーの向上

電子役場の推進に向けては、庁内全職員が情報通信機器の操作能力の向上を図るとともに、ネットワーク環境を生かして、横断的な連携を図りながら施策の企画立案から実施を進めるなど、より高度な情報化に関する資質の向上を図っていきます。

3 . 情報の提供・公開と個人情報の保護

これからの住民と行政の協働によるまちづくりに向けては、情報の積極的な提供が不可欠です。従来の広報誌に加えて、インターネットやケーブルテレビなど多様なメディアでの情報提供が重要となってきます。

多様化する住民ニーズに対応していくためには、それぞれのメディアの特性をとらえながら、効果的にその利用方法を検討し活用していきます。

また、情報の提供、公開や各種情報システムづくりにあたっては、個人情報の保護やセキュリティポリシーの遵守など適正な管理体制の確立に努めます。

(1) 個人情報の保護

各種情報システムの中には、個人情報を含むものも多く、その適正な管理体制を構築します。

また、今後、住民基本台帳ネットワークシステムなど外部との情報連携が飛躍的に進むことから、個人情報の保護に向けて万全の体制づくりに努めます。

(2) セキュリティ対策

行政が管理する情報システムの拡大に従い、データの破壊、改ざん、漏えい、不正使用などが発生した場合、その影響は深刻なものとなります。

情報システムの構築・運用にあたっては、セキュリティポリシーの遵守やセキュリティ確保の体制づくりなど、対策を十分に講じるものとします。

(3) 知的所有権の保護

インターネットの普及は、さまざまなデータを収集・加工できる環境でもあることから、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的所有権の保護が必要となります。

本町においても、ソフトウェアやデータベースの活用などに関して、その適正な取り扱いに努めます。

4 . 広域的な連携

住民の日常の行動範囲は拡大しているので、さまざまな行政サービスを提供するにあたり、市町村の枠を越えた連携が重要となっています。

今後、情報化の推進においては、効率性や住民サービスの向上の観点から広域的なシステムの構築やサービス提供の体制づくりが重要であり、基盤整備やシステム開発にあたっては、国や府および近隣市町村との連携の強化を進めます。

(1) 国、府との連携

総合行政ネットワーク(L G W A N)や京都デジタル疎水ネットワークなど国、府レベルでの総合的な情報ネットワークシステムを積極的に活用して、業務の効率化や迅速化に向け、連携強化を図っていきます。

また、情報化関連の施策に関して、国や府の施策・事業の積極的な活用を進めます。

(2) 近隣市町村との連携

京都デジタル疎水ネットワークを活用して、文化・スポーツ分野や環境、産業振興など広域的に取り組むことが有効である分野については、積極的に連携を図っていきます。